日本セラミックス協会分野横断型研究体規約

2017年11月28日 理事会承認

(総則)

第 1条 分野横断型研究体(以下「研究体」)の設置、運営などについては、本規約の定めるところによる。

(分野横断型研究体の目的)

第 2条 研究体は、セラミックスおよび関連した材料・機能・プロセスを対象とし、セラミックス 関連の各分野あるいは、他学協会と連携する形で、従来の部会・研究会とは異なる横断型 の研究分野や研究・技術的な課題に興味をもった研究者・技術者が、その中での共通的な 話題、問題点を議論する場を創設することを目的とする。

(研究体の設置)

- 第3条 研究体の設置申請は、代表者1名と世話人5名以上の連名で、研究体名、設置理由、世話人の役割分担、その他を記した所定の申請書を運営委員会委員長あてに提出する。代表者1名は個人会員とし、世話人5名以上は個人会員であることを問わない。
- 第 4条 運営委員長は、この申請を運営委員会に諮りその採否を決定し、理事会に報告する。原則 として採択数は最大2件/年とするが、継続中を含む研究体の数は6件を超えないものとす る。
- 第 5条 研究体の活動期間は原則として4月から翌年3月までを1年とする5年間とする。5年間に連続する期間(3年)を、1回のみ、活動期間として更新可能とする。公募は運営委員会が行い、申請があった場合は運営委員会にて審議の上、採否を決定し、理事会に報告する。

(研究体の運営)

第 6条 運営委員会の審議を経て、研究体に対し財政援助として助成金を支払うことができる。助成金支払いは原則として年に1回とし、その金額は協会の財務状況を勘案し、翌年度予算策定時に運営委員会で審議し決定する。

協会からの財政援助(補助金)は原則として、下記に使用するものとする。

- 研究体での講師や招待講演者への講演謝礼、交通費
- ・研究体資料印刷等の作成費用
- ・研究体会場費、アルバイト代
- ・研究体運営に関わる通信費・雑費
- ・研究体が運営する秋季シンポジウム特定セッションに関する活動費 (ただし、使用可能範囲は行事企画委員会の作成するガイドラインに準ずる)
- ・その他、運営委員会が認めたもの
- 第7条 助成金のほか、研究体の活動への支援として下記を提供することができる。
 - ①事務局の支援(予算の支出管理、広報活動支援、研究発表会等の支援)
 - ②JCS-JAPANおよびセラミックス誌特集採択時の支援
 - ③年会・秋季シンポ時のパネル設置

(研究体の成果発表・活動報告等)

- 第8条 研究体は、その成果発表・活動報告として下記を行うものする。
 - ①年次報告書の提出。
 - ②論文誌またはセラミックス誌へ特集号の企画の申請(3年間終了までに最低1回、更新時は8年間終了後1年以内までに+1回)。
- 第9条 研究体が活動を終了する場合は、終了報告書を提出するものとする。

(規約の改廃)

第10条 本規約の改正は、運営委員会の議決により行う。 第11条 本規約は、理事会の承認のあった日から施行する。

2016年1月20日制定理事会承認2016年5月18日一部修正理事会承認2017年7月27日一部修正理事会承認2017年11月28日一部修正理事会承認